

天塩町犯罪被害者等支援条例施行規則

令和7年12月17日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、天塩町犯罪被害者等支援条例（令和7年天塩町条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪による死亡又は重傷病をいう。ただし、犯罪被害を警察等への被害届等により客観的に確認できるものに限る。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 重傷病 犯罪による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。

(5) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 条例第8条の規定により支給する見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

2 遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合、重傷病見舞金は犯罪被害者が重傷病を負った場合に支給する。

(見舞金の支給対象者等)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪により死亡した者の第1順位遺族（次項から第4項までに定める第1順位の遺族（当該犯罪被害発生時に住民であった者に限る。）をいう。以下同じ。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害発生時に住民であった者

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと町長が認める者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子が、その後出生した場合の前項第2号及び第3号の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときには、同項第3号の子とみなす。

4 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第2項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の内にあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

5 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合においては、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者とする。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じた額とする。

（支給の制限）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

(1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただ

し、町長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、天塩町暴力団排除条例（平成24年天塩町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者（以下この条から第9条まで及び第11条において「申請者」という。）は、天塩町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

(2) 犯罪被害者の消除された住民票の写し

(3) 申請者が、犯罪被害発生時に住民であったことを証明することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、町内に居住していたことを客観的に確認できる書類等）

(4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類（戸籍の謄本又は抄本等）

(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

(6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本）

(7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）

(8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、天塩町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）

(9) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請者は、天塩町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書（犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、病名を明記したものとする。）

(2) 前項第3号の書類

(3) その他町長が必要と認める書類

3 前2項各号に掲げる書類のうち、本町の住民基本台帳、戸籍等により申請者の資格等を確認することができる場合は、公用請求等同意書（様式第5号）の提出により当該書類に替えることができる。

4 第1項及び第2項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

（支給の申請期限）

第8条 前条の規定による申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは行うことができない。なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したときは、申請を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により、身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、前条の規定による申請をすることができる。

（支給の決定等）

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、天塩町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第6号）又は天塩町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、町長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、天塩町犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第8号）により、町長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

（支給決定の取消）

第11条 町長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により取消しを行った場合は、天塩町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（報告等）

第14条 町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金の支給の決定を受けた者、また、関係機関、病院その他の関係者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪に係る犯罪被害者等に対する見舞金について適用する。

様式第1号（第7条関係）

天塩町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

天塩町長 様

申請者（支給対象者）

住所（申請時）

住所（犯罪発生時）

□申請時に同じ

氏名

生年月日

年 月 日生

電話番号

遺族見舞金の支給を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

□配偶者（事実婚を含む） □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ 生計維持関係 □あり □なし

2 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

□はい □いいえ 死亡の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者、又は、第1順位遺族と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。

□はい □いいえ 当該犯罪において、犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

3 当該犯罪による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む）の受給の有無

□なし □あり 受給した地方公共団体名（ ）

受 給 額 () 円)

4 見舞金の返還

□ 見舞金の支給後に、天塩町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判明した場合、同規則第12条の規定により、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

5 暴力団排除の制約

□ 犯罪被害者又は第1順位遺族は、天塩町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらとのものと密接な関係を有する者ではありません。

□ 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

※上記、□のある欄には、項目□にレ点を付してください。

上記申請内容に間違이ありません。

また、当該申請内容及び私が提供する個人情報は、見舞金支給の審査に必要な範囲内で天塩町、北海道及び北海道警察等の関係機関が情報を共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者）氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。）

やむを得ない理由

（代理申請者）住 所

氏 名

（署名）

生年月日

年 月 日生

電話番号

申請者（支給対象者）との関係

＜添付書類＞

- 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類
- 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明することができる書類
(住民票の写し、戸籍附票の写し、町内に居住していたことを客観的に確認できる書類等)
- 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

※ 以下は必要に応じて添付

- ・ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき
 - その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)
- ・ 申請者が配偶者以外の者であるとき
 - 第1順位族であることを証明することができる書類(先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本)
- ・ 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるとき
 - 当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等)
- ・ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるとき
 - 天塩町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者申出書(様式第3号)

注1 のある欄は、該当する項目に印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

様式第2号（第7条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者（犯罪が発生した当時）

住所

職業（勤務先）

氏名

生年月日 年 月 日 生（歳）

2 犯罪の内容

罪名（不明の場合は記載不要）

日時

場所

受けた犯罪の内容（警察に届け出た内容等）

3 事件捜査担当警察署等

都道府県 警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供の同意（※□の欄は、該当する項目□にレ印を付してください。）

当該申請内容について、見舞金支給の審査に必要な範囲内で天塩町、北海道
及び北海道警察が共有し、調査に利用することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所
氏 名

（署名）

代理申告者 住 所
氏 名

（署名）

申告者（申請者）との関係

※ 申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

様式第3号（第7条関係）

天塩町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

年 月 日

天塩町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指名されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族（署名）	犯罪被害者 との続柄	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に記載できない者の理由等（未成年、所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号（第7条関係）

天塩町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

天塩町長 様

申請者（支給対象者）

住所（申請時）

住所（犯罪発生時）

□申請時に同じ

氏名

生年月日

年 月 日生

電話番号

重傷病見舞金の支給を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 見舞金を支給しない場合に関する確認事項

はい いいえ 重傷病の原因となった犯罪が行われたとき、犯罪被害者と加害者は、親族関係（事実婚を含む）にありません。

はい いいえ 当該犯罪において、犯罪被害者の責めに帰すべき行為（犯罪を誘発したなど）はありません。

2 見舞金の返還

見舞金の支給後に、天塩町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項（支給決定の取消）の規定に該当することが判定した場合、同規則第12条の規定により、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

3 暴力団排除の制約

犯罪被害者又は第1順位遺族は、天塩町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。

上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

※上記、□のある欄には、項目□にレ点を付してください。

上記申請内容に間違いありません。

また、当該申請内容及び私が提供する個人情報は、見舞金支給の審査に必要な範囲内で天塩町、北海道及び北海道警察等の関係機関が情報を共有し、調査に利用することに同意します。

申請者（支給対象者）氏名

（署名）

代理申請者（※申請者が未成年者又はやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。）

やむを得ない理由

（代理申請者）住 所

氏 名

（署名）

生年月日 年 月 日生

電話番号

申請者（支給対象者）との関係

＜添付書類＞

- 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書
※犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数、病名を明記したものとする。
- 申請者が、当該犯罪発生時に住民であったことを証明することができる書類
(住民票の写し、戸籍附票の写し、町内に居住していたことを客観的に確認できる書類等)

注1 のある欄は、該当する項目に印を付してください。

2 申請者に代わって手続を行う者は、上記の書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください。

様式第5号（第7条関係）

公 用 請 求 等 同 意 書

年 月 日

天塩町長 様

同意者 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

（戸籍等閲覧・公用請求の場合）

本籍地

筆頭者

天塩町犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金の支給申請を行うにあたり、申請の対象資格等を確認するため、必要な範囲内で天塩町が住民基本台帳、戸籍等の閲覧及び公用請求することに同意します。

また、住民基本台帳、戸籍等の公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

様式第6号（第9条関係）

天 住 安 号
年 月 日

様

天塩町長

㊞

天塩町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました天塩町犯罪被害者等見舞金について、
次のとおり支給することを決定したので通知いたします。

記

1 見舞金の種類

2 見舞金の額 円

※ 見舞金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の全部又は一部の返還
を求めることがあります。

- (1) 天塩町犯罪被害者等支援条例施行規則第6条各号のいずれかに該当することが
判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

※ 町長が見舞金の返還を求めたときは、町長が定める日まで見舞金を返還しなければ
なりません。

様式第7号（第9条関係）

天 住 安 号
年 月 日

様

天塩町長

印

天塩町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました天塩町犯罪被害者等見舞金について、
次の理由により、支給しないことを決定したので通知いたします。

記

1 支給しない理由

様式第8号（第10条関係）

天塩町犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

天塩町長 様

受給決定者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄 ()
電話番号

年月日付け天住安号で支給決定通知がありました天塩町犯罪被害者等見舞金について、次のとおり請求します。

記

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 ※ 該当する□にレ印を付してください。
請求金額	円
振込口座	フリガナ 口座名義人
	金融機関名
	支店名
	種別
	口座番号

様式第9号（第11条関係）

天 住 安 号
年 月 日

様

天塩町長

印

天塩町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書

年 月 日付け天住安号で支給決定通知をした天塩町犯罪被害者等見舞金について、天塩町犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項の規定により、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取消したので、次のとおり通知いたします。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象支給額 円

3 取消事由

- (1) 施行規則第11条第1項第1号に該当したため（施行規則第6条第 号に該当）
- (2) 施行規則第11条第1項第2号に該当したため

4 備考